

ひまわりレシチンの食品健康影響評価に必要な補足資料

	補足資料	要求の理由
1	ひまわりレシチンが食品常在成分であること又は食品内若しくは消化管内で分解して食品常在成分となることが科学的に明らかであることを確認するため、以下の事項について資料を整理し、提出すること。 (1) ひまわりレシチンの成分組成について、リン脂質以外の成分も含め可能な限り明らかにし、明らかとなった全ての成分について、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について（平成 8 年 3 月衛化第 29 号）」（以下「平成 8 年厚生省ガイドライン」という。）の表 2 の 1～4 の検討事項が満たされることを確認すること。 (2) ひまわりレシチンの我が国における推定一日摂取量をもとに、平成 8 年厚生省ガイドラインの表 2 の 5 の検討事項が満たされることを確認すること。	ひまわりレシチンの安全性評価に必要であるため。
2	1 の補足資料が提出されない場合は、「添加物に関する食品健康影響評価指針（2010 年 5 月 27 日食品安全委員会決定）」別表 1 に定める資料のうち、提出されていない資料を提出すること。	同上
3	上記 1～2 に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。なお、第 107 回添加物専門調査会において、専門委員より医薬品として使用されるレシチンの過剰摂取に関するデータがあれば、ひまわりレシチンとの成分の同等性を考察の上、評価に資するものになるのではないかと発言があったことを申し添える。	同上